

写

健発 0804 第 9 号
令和 3 年 8 月 4 日

各
〔都道府県知事
市町村長
特別区区長〕 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について（通知）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（令和 3 年厚生労働省告示第 302 号）が本日告示され、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号。以下「健康日本 21（第二次）」という。）が改正された。

また、健康日本 21（第二次）の最終評価及び健康日本 21（第二次）に続く次期国民健康づくり運動プラン（仮称）（以下「次期プラン」という。）に係る検討の今後の進め方については、別添 1 のとおりであり、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会です承を得ているところである。

健康日本 21（第二次）の改正の内容及び次期プランを勘案した健康増進計画の策定の進め方は下記のとおりであるので、関係団体、関係機関等に対する周知をお願いするとともに、健康増進計画の実施及び次期健康増進計画の策定作業を進めていただくようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 7 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本 21（第二次））については、令和 4 年度末までの期間を設定して国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めているものである。

令和 3 年 1 月 21 日に開催された第 43 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本 21（第二次）に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、健康日本 21（第二次）の期間を 1 年間延長することが了承された。

2. 改正の内容

「平成 25 年度から平成 34 年度まで」とされている健康日本 21（第二次）の期間を 1 年間延長し、「平成 25 年度から令和 5 年度まで」とすること。ただし、別表第 1 から第 5 までに掲げる各目標に係る年及び年度については、健康日本 21（第二次）の期間の延長に伴う変更は行わないこと。

3. 次期国民健康づくり運動プラン（仮称）を勘案した健康増進計画の策定作業等

別添 1 及び別添 2 に記載のとおり、健康日本 21（第二次）は 1 年間延長するとともに、令和 4 年（2022 年）夏頃を目途に最終評価の報告書を作成し、令和 5 年（2023 年）春頃を目途に次期プランを公表することとしており、令和 6 年度（2024 年度）から実際に次期プランの開始を予定している。

次期健康増進計画については、次期プランを勘案して定めることとなることから、令和 6 年度（2024 年度）の次期プランの開始に合わせて計画期間を開始できるよう、次期プランが公表され次第、令和 5 年度（2023 年度）中に次期健康増進計画の策定の準備を進めていただきたい。

また、現在実施している健康増進計画については、健康日本 21（第二次）を勘案して延長する 1 年間（令和 5 年度（2023 年度））は、例えば令和 4 年・令和 4 年度を目標期間として設定している場合も改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取組を継続していただきたい。